（証券コード 9036）
（発送日）2023年６月９日
（電子提供措置の開始日）2023年６月５日

株　主　各　位

横浜市神奈川区栄町２番地の９
東部ネットワーク株式会社
代表取締役社長　若　山　良　孝

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第110回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.tohbu.co.jp/ir/meeting.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

本株主総会では書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、後述のご案内にしたがって2023年６月26日（月曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2023年６月27日（火曜日）午前10時
（受付開始　午前９時）

２．場　　所　横浜市神奈川区栄町２番地の９
東部ヨコハマビル４階
（末尾記載の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください）

３．会議の目的事項

報 告 事 項　　１．第110期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第110期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利となります。ご出席されない場合は、事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2023年６月26日（月曜日）午後６時まで**に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、**2023年6月26日(月曜日)午後6時まで**にご行使ください。

(3) 当日ご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

以　上

※電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様に電子提供措置事項から法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

①対処すべき課題
②財産及び損益の状況
③主要な事業内容
④主要な事業所
⑤使用人の状況
⑥主要な借入先の状況
⑦その他企業集団の現況に関する重要な事項
⑧新株予約権等の状況
⑨会計監査人の状況
⑩業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
⑪会社の支配に関する基本方針
⑫剰余金の配当等の決定に関する方針
⑬連結株主資本等変動計算書
⑭連結注記表
⑮株主資本等変動計算書
⑯個別注記表

当社ウェブサイトにて適宜ご確認いただければ幸いに存じます。

https://www.tohbu.co.jp/

＜お土産廃止に関するお知らせ＞

昨年と同様に、株主総会ご出席の株主様へお配りしておりますお土産を取りやめさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

＜当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ＞

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、予め次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

2．議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。 なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

3．議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、**2023年6月26日(月曜日)午後6時まで**となっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数（またはパソコン・スマートフォンで重複して）議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

４．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120（652）031（受付時間 9:00～21:00)

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120（782）031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

事　業　報　告

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化する新型コロナウイルス変異株の流行があったものの、ワクチン接種など感染拡大防止策を講じたことから社会経済活動との両立が図られ、段階的な経済活動の再開により緩やかな回復基調を辿りましたが、一方でウクライナ情勢の長期化、円安の進行、資源・エネルギー価格の上昇、食料品・日用品等の値上げなど、景気の下振れリスクもあり、依然として本格的な景気回復の先行きは、不透明な状況が続きました。

当社グループの主力事業の貨物自動車運送業界におきましては、コロナ禍で宅配貨物を利用する新たな生活様式が定着し、かつての急激な需要増からは鈍化傾向となり、輸送数量は緩やかな上昇傾向となりました。

当社グループの主力輸送である大型トラック貨物輸送におきましても、国内における経済回復の遅れが懸念される状況下で、輸送量はコロナ禍以前には届かず、また、乗務員の確保や定着化が一段と厳しさを増す中で、物価上昇に伴う賃上げによる待遇改善を行うなど、依然として経営環境は厳しい状況が続くものと思われます。

こうしたなか当社グループにおきましては、収益基盤改革を推し進めるため、将来を見据えた人材教育と、経験豊富な人材確保を積極的に推進し、また直近の課題である2024年の労働時間の上限規制問題に対応できる輸送体制の構築に早期に着手するなど、引き続き安定した収益確保に取組んでまいりました。

また現在、当社グループは、継続的な事業成長に向けた資本業務提携やＭ＆Ａを必要に応じ実行する方針を掲げており、2022年４月には、株式会社東北三光（宮城県塩竈市）の全株式を取得し、物流施設の管理・運営に参入するとともに、さらに10月には、現在注目されている水素をはじめとした各種産業用ガス輸送を行う魚津運輸株式会社（富山県魚津市）の53.23％（議決権所有割合75.8％）の株式を取得し、新しい物流の業態へ参入するとともに将来的な可能性を広げました。

今後も継続的な事業成長を視野に、産業用ガス輸送事業等の新たな物流事業の拡大を図り、時代の変化に応じた安定的な収益確保に努めるとともに、従来通り３ＰＬ型営業展開を進め、物流施設等への積極的かつ戦略的投資を継続していくことで、更なる収益基盤の改革、並びに成長を持続させる企業基盤を創出してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は9,874,784千円、営業利益431,243千円、経常利益479,040千円、親会社株主に帰属する当期純利益414,135千円となりました。

次に事業別の概況につきましてご報告申しあげます。

ア．貨物自動車運送事業

当連結会計年度における飲料系輸送及びその他一般貨物輸送の荷動きは、人流の回復や経済活動の再開は見られたものの、一般消費は力強さに欠け、輸送量は想定を下回り、減少基調となりました。

また、セメント輸送においては、引き続き公共工事向けの輸送が好調に推移いたしました。

３PL型物流センターにおいては、経済活動再開の期待感から在庫積み増し需要が高まり、それらを積極的に取り込み、稼働率が上昇いたしました。

この結果、当事業の売上高は、関連業務の荷役・保管作業収入を含め、8,972,837千円となり、セグメント利益は332,544千円となりました。

イ．不動産賃貸事業

自社施設は、電気等光熱費の値上がりの影響は大きいものの、満床状態で稼働を維持し、安定した売上を確保しております。

この結果、当事業の売上高は、664,482千円となり、セグメント利益は428,315千円となりました。

ウ．その他事業

石油販売は、石油価格の大幅な上昇により、販売数量は減少しましたが、売上高は例年を上回る水準で推移いたしました。

自動車整備事業は、積極的に外販整備受注を取り込み、例年を上回る水準で推移いたしました。

この結果、当事業の売上高は、271,318千円となり、セグメント利益は80,018千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は3億8千9百万円となり、内訳は有形固定資産3億7千9百万円、無形固定資産9百万円であります。

有形固定資産の内訳は、営業・業務車両2億0千万円等であります。

無形固定資産の内訳は、管理システム等9百万円等であります。

なお、所要資金は自己資金と一部金融機関からの借入等で充当しております。

③　資金調達の状況
該当事項はありません。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、2022年３月30日に株式会社東北三光（宮城県塩竈市）と株式譲渡契約を締結し、４月15日に当該会社の全株式を取得し、子会社といたしました。
また、2022年10月28日に魚津運輸株式会社（富山県魚津市）と株式譲渡契約を締結し、当該会社株式の53.23％（議決権比率75.8％）を取得し、子会社といたしました。

（2）重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況
該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	所在地	主要な事業内容
相模新栄運送株式会社	10百万円	100.0 ％	神奈川県 相模原市	貨物自動車 運送事業
株式会社東北三光（※）	30百万円	100.0 ％	宮城県 塩竈市	貨物自動車 運送事業
魚津運輸株式会社（※）	20百万円	75.8 ％	富山県 魚津市	貨物自動車 運送事業

※「（１）当連結会計年度の事業の状況　⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況」に記載の通り、当該企業の株式を取得いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、先進国を中心とした経済活動の正常化が期待されるものの、欧米諸国を中心に世界情勢の変化や国内の物価動向により、個人消費の低迷が長期化することも想定され、先行きの不透明な状況が続くものと見込んでおります。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、産業用ガス輸送事業等の新たな物流事業の拡大を図り、時代の変化に応じた安定的な収益確保に努めるとともに、従来通り３ＰＬ型営業展開を進め、物流施設等への積極的かつ戦略的投資を継続していくことで、更なる収益基盤の改革、並びに成長を持続させる企業基盤を創出してまいります。

不動産賃貸事業につきましては、安定的に収益を確保する重要な事業と位置付け、積極的に有効活用を図り、きめ細かな管理運営、営業によるサポートにより保有不動産の毀損防止に努め、収益の最大化を図ってまいります。

これからも当社は、経営方針に掲げている創意工夫に努め、新しい価値を創造し、創業100周年に向けて、更なる経営基盤を構築してまいります。そのためには、人材確保、人材育成・教育が必要であり、女性や高齢者も等しく、多様性をもって活躍できる職場を形成し、一人当たりの生産性の高い企業、人が育つ企業を目指します。

現在、「経済・社会・環境の持続可能性」への注目が一段と高まっております。当社グループは、世界的なＳＤＧsの取組みに賛同し、物流施設での再生エネルギーの活用など、持続可能な社会に貢献し、引き続き企業価値向上に努めます。

今後も不透明な経済状況に伴い、予断を許さない状況が続きますが、持続可能な成長戦略の実現のために、社員の力を集結し、業績の向上に取組んでまいります。

株主の皆様には、尚一層のご理解とご支援を賜りたくお願い申しあげます。

（4）財産及び損益の状況

区　　分	第107期 (2020年３月期)	第108期 (2021年３月期)	第109期 (2022年３月期)	**第110期 (当連結会計年度) (2023年３月期)**
売上高（百万円）	—	—	—	9,874
経常利益（百万円）	—	—	—	479
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	—	—	—	414
１株当たり当期純利益（円）	—	—	—	77.65
総資産（百万円）	—	—	—	23,459
純資産（百万円）	—	—	—	19,366
１株当たり純資産額（円）	—	—	—	3,659.39

（注）当社は第110期より連結計算書類を作成しております。

（5）主要な事業内容（2023年３月31日現在）

事　　業	主要な事業内容
貨物自動車運送事業	清涼飲料輸送、バラセメント輸送、化成品輸送、びん・容器輸送、石油輸送、産業用ガス輸送　等
不動産賃貸事業	商業ビル、物流センター、店舗等の賃貸
その他事業	商品販売事業、自動車整備事業、派遣業、生保・損保代理店業務、リース業

(6) 主要な事業所（2023年３月31日現在）

①当社の主な事業所

名称及び所在地等		名称及び所在地等	
本社	神奈川県横浜市	神戸営業所	兵庫県神戸市
鶴見営業所	神奈川県横浜市	東部神戸物流センター	兵庫県神戸市
海老名営業所	神奈川県海老名市	播磨営業所	兵庫県加古郡
東部海老名物流センター	神奈川県海老名市	北陸営業所	富山県砺波市
郡山営業所	福島県郡山市	東部北陸物流センター	富山県砺波市
高崎営業所	群馬県高崎市	大阪営業所	大阪府堺市
習志野営業所	千葉県習志野市	東部堺物流センター	大阪府堺市
静岡営業所	静岡県富士市	東部滋賀物流センター	滋賀県愛知郡
大井川営業所	静岡県榛原郡	仙台営業所	宮城県塩竈市
東部大井川倉庫	静岡県榛原郡	東部広島物流センター	広島県広島市
名古屋営業所	愛知県小牧市	鶴見整備工場	神奈川県横浜市

②重要な子会社の主な事業所

「（２）重要な親会社及び子会社の状況　②重要な子会社の状況」に記載の通りであります。

(7) 使用人の状況（2023年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
貨物自動車運送事業	362（5）名	―
不動産賃貸事業	―（―）名	―
その他事業	11（0）名	―
全社（共通）	24（0）名	―
合計	397（5）名	―

（注）1.使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2.全社（共通）として記載されている使用人数は管理部門に所属している者です。
3.当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
313（3）名	24名増 （1名減）	49.9歳	6.9年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	115,000千円
株式会社日本政策金融公庫	35,313千円
株式会社七十七銀行	22,280千円
株式会社商工組合中央公庫	7,625千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式譲渡契約締結については、事業報告の１．企業集団の現況（１）当連結会計年度の事業の状況⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況に記載の通りであります。

2．株式の状況（2023年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　22,996,000株

（2）発行済株式の総数　5,749,000株

（3）株主数　893名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
中村亘宏	1,415,000株	26.69%
アサガミ株式会社	321,000株	6.05%
小林茂	172,448株	3.25%
株式会社みずほ銀行	131,000株	2.47%
株式会社ＳＢＩ証券	123,560株	2.33%
中村千鶴子	120,000株	2.26%
三井住友信託銀行株式会社	110,000株	2.07%
中村匡宏	101,292株	1.91%
丸全昭和運輸株式会社	100,000株	1.88%
芦原一義	98,100株	1.85%

（注）持株比率は自己株式（447,987株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年６月26日開催の第106回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く)を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT)」を導入しております。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

また、監査等委員会設置会社へ移行後も同株式報酬制度（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の継続を2022年６月28日開催の第109回定時株主総会において決議いただいております。

（6）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

2022年６月28日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名に対し、上記（５）の株式報酬制度を通じて、2,800株の給付を行っております。

３．新株予約権等の状況

（1）会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

（2）事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

（1）取締役の状況（2023年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
＊ 取締役社長	若山良孝	魚津運輸株式会社　取締役
＊ 取締役専務 専務執行役員	三澤秀幸	
取締役 執行役員	安藤　功	営業統括部部長 兼 西日本営業部部長
取締役 執行役員	阿部悟志	東日本営業部部長 相模新栄運送株式会社　代表取締役社長 株式会社東北三光　代表取締役社長
取締役 （常勤監査等委員）	髙山裕之	魚津運輸株式会社　監査役 株式会社東北三光　監査役
取締役 （監査等委員）	野口　誠	
取締役 （監査等委員）	稲村久仁雄	
取締役 （監査等委員）	尾﨑眞二	ＤＸＯホールディングス株式会社　代表取締役社長 片倉工業株式会社　社外監査役 株式会社トータル保険サービス　社外監査役

（注）１．＊印は代表権を有する取締役であります。
２．当社は2022年６月28日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
３．取締役野口誠氏、取締役稲村久仁雄氏及び取締役尾﨑眞二氏は、社外取締役であります。なお、当社は３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、髙山裕之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
５．ＤＸＯホールディングス株式会社と当社の間には特別の関係はありません。
６．取締役兼執行役員である福田哲郎氏は、2022年7月31日をもちまして辞任いたしました。なお、辞任時の担当は、営業企画戦略室室長であります。重要な兼職の状況はございません。
７．当社は取締役及び執行役員、並びに子会社である相模新栄運送株式会社、株式会社東北三光、魚津運輸株式会社を含む全役員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責

任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（2）取締役及び監査役の報酬等

①　取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

その概要につきましては、以下のとおりです。

ア.基本方針及び方針の決定方法

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。この基本方針に基づき、取締役の報酬の額の決定に関する方針は、取締役会において決定しております。

イ.金銭報酬等及び非金銭報酬等の決定方針

当社の取締役の個人別の報酬等は、役員の役割及び職責、貢献度等に応じて業界水準、業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案し、決定するものとしております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、及び「株式報酬(株式給付信託・BBT)」により構成しており、業績連動報酬等は支給しておりません。「基本報酬」は月額固定の金銭報酬とし、非金銭報酬である「株式報酬（株式給付信託)」は、役員株式給付規程に従い原則として取締役の退任時に給付します。

なお、退職慰労金制度については廃止しております。

ウ.金銭報酬等または非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定方針

取締役の報酬等について、基本報酬、非金銭報酬等個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、基本報酬と非金銭報酬等の割合を予め固定することなく、経済的観点から逸脱しないことを留意の上、会社業績等を踏まえ、流動的な運用としております。

エ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定及び委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会決議に基づき代表取締役社長である若山良孝がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の配分とします。権限を委任した理由は、当社全体の業績を最も俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役に適切な助言を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該

助言の内容に従って決定しなければならないこととしております。当該プロセスを経て、監査等委員である社外取締役から意見を聴取、固定報酬（基本報酬）の妥当性を確認後において、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、株式給付信託（BBT）は、役員株式給付規程に従って個人別の割当株式数を決定します。

②　取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項及び非金銭報酬等の内容に関する事項

取締役の報酬限度額は、2008年６月26日開催の第95回定時株主総会において月額９百万円以内、年間換算額１億８百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会後の取締役の員数は８名（社外取締役在籍なし）となります。

また、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額につきましては、2022年６月28日開催の第109回定時株主総会において、月額９百万円以内、年額換算額１億８百万円以内とすることと決議いいただいております（但し、使用人分給与含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員を除く）の員数は５名（社外取締役在籍なし）となります。

上記報酬等の他に、2019年６月26日開催の第106回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役(社外取締役を除く)を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT)」を導入しております。当該株主総会後の取締役の員数は５名（うち社外取締役１名）となります。また、監査等委員会設置会社へ移行後も同株式報酬制度（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の継続を2022年６月28日開催の第109回定時株主総会において決議いただいており、当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は５名となります。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

具体的には、当社は取締役に対し、役員株式給付規程に基づき定まるポイントを付与し（１ポイント当たり当社普通株式１株に換算)、役員退任時等に累計ポイントに応じた当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（役員株式給付規程による要件を満たす場合に限る）を給付します。役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

監査役の報酬限度額は、2000年６月29日開催の第87回定時株主総会において月

額１50万円以内、年間換算額１千８百万円以内と決議いただいております。当該株主総会後の監査役の員数は３名となります。なお、監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、2022年６月28日開催の第109回定時株主総会において、月額150万円以内、年額換算額１千８百万円以内とすることと決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は４名となります。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役　員　区　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	61,272 (1,140)	51,920 (1,140)	9,352 (－)	7 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,768 (5,040)	10,768 (5,040)	－	4 (3)
監査役 (うち社外監査役)	2,929 (1,020)	2,929 (1,020)	－	3 (2)
合　計 (うち社外役員)	74,970 (7,200)	65,618 (7,200)	9,352 (－)	14 (7)

(注) 1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2．報酬等の総額には、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT)」に係る当事業年度における役員株式給付引当金繰入額9,352千円が含まれております。
3．対象となる役員の員数には、当事業年度中に退任した取締役２名が含まれております。
4．当社は、2019年６月26日開催の第106回定時株主総会決議に基づき、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することとしております。当事業年度中において、2022年６月28日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名に対し、2,800千円の退職慰労金を支給しております。
5．上記決議に基づき、本株主総会終結の時をもって退任する取締役2名に対し、退職慰労金5,700千円の支給を予定しております。
6．非金銭報酬等の総額は、株式報酬制度に基づき株式報酬費用として費用処理した額であります。
7．非金銭報酬の内容は、当社の株式であり、株式報酬制度により交付するものであります。株式報酬制度については、②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項及び非金銭報酬等の内容に関する事項に記載のとおりであります。なお、当事業年度における交付は、2022年６月28日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名に対し、2,800株の給付を行っております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

	氏名	兼職先会社	兼職内容	当該他の法人等との関係
社　外 取締役 (監査等委員)	野口　　誠	－	－	なし
	稲村久仁雄	－	－	なし
	尾﨑　眞二	ＤＸＯホールディングス株式会社 片倉工業株式会社 株式会社トータル保険サービス	代表取締役社長 社外監査役 社外監査役	なし

② 社外取締役(監査等委員)の主な活動状況

	氏名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社　外 取締役 (監査等委員)	野口　　誠	当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査等委員会４回の全てに出席し、主に金融機関で培ってきた幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割を十分に発揮しております。主に金融市場に関する豊富な知識から積極的に発言し、活発な審議に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。
社　外 取締役 (監査等委員)	稲村久仁雄	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会１回及び監査等委員会４回全てに出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき発言を行っております。
社　外 取締役 (監査等委員)	尾﨑　眞二	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会１回及び監査等委員会４回全てに出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき発言を行っております。

(注) 当社は2022年６月28日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額を限度としております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　普賢監査法人

（注）2022年６月28日開催の第109回定時株主総会において普賢監査法人が選任されたことに伴い、当社の監査法人であったEY新日本有限責任監査法人は退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等及び監査等委員会が同意した理由

①　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,600千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

②　当社監査等委員会は、会計監査人から監査実施状況を通じて必要な資料の入手や報告の聴取により、前期の監査実績の分析・評価を行い、前期の実績を踏まえた新年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性について、監査等委員会にて検討し、会社法第399条第１項の同意を得ております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障がある場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

(1)　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、代表取締役自らが繰り返し企業理念の精神を役職員に伝えることにより、法令及び定款に遵守した行動がとられる経営体制の確立に努め、緊急時の連絡体制の確認を行うとともに、風通しの良い社風の維持に心がけ、社内におけるコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、報告、連絡、相談が迅速に行われるようにする。加えて、コンプライアンスの徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に研修等を通じ、指導する。

(2)　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応し、また、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3)　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（特定顧客への依存、人材の確保、適切な組織対応）及び情報セキュリティ等にかかるリスクについては、各々の所管部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、管理本部が行うものとする。

また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めることとする。

(4)　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。加えて、取締役会における迅速かつ的確な意思決定への寄与を目的とした経営会議を必要に応じて設置する体制とする。

業務運営については、事業環境を踏まえた経営計画及び年度予算を立案し、目標を設定するとともに、各々所轄部署においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。上記の進捗について、投資家その他ステークホルダーの理解を得ることが、効率的な運営には不可欠と考え、年4回のペースでホームページに開示する。

(5)　当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業に関して責任者を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を整備し、本社管理本部はこれらを横断的に推進し、管理する体制となっております。

なお、子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について、当社取締役を含めた事前協議を行うこととする。

(6)　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

当社は、監査等委員会が補助すべき使用人を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置する。その場合、当該使用人は監査等委員会の補助業務を執行し、その者の任命、異動、評価等人事権に関しては監査等委員会の意見を尊重した上で行い、その独立性及び監査等委員会の補助業務の実効性の確保に努める。

(7)　取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告・連絡・相談の状況を速やかに報告し、その報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。

(8)　監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。

(9)　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員全員が取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとし、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることとする。

（10）　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a.　基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度で臨み、組織全体として反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とする。また、反社会的勢力に関する情報収集に努め、外部専門機関との連絡体制を強化し、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。

b.　整備状況

当社は、「役員・職員の行動規範」において反社会的勢力との関係遮断について明示し、役職員に対し周知・徹底を図り、管理本部を反社会的勢力の対応部署とし、平素から反社会的勢力に関する情報を一元的に管理及び蓄積し、警察並びに弁護士等の外部専門機関との連携に努める。

（11）　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。当社の取締役会は、各部門から毎月の活動状況の報告を受け、情報共有と経営管理の充実を図っております。また、内部監査室は、独立した観点から実査を中心として内部統制監査を実施しており、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。

（注）当社は、2022年６月28日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。当事業年度期初から移行直前期までにおける業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要においては、上記「監査等委員」及び「監査等委員会」は、「監査役」及び「監査役会」となります。

7．会社の支配に関する基本方針

(1)　基本方針の内容

当社は、永年蓄積した業務知識や、営業ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを基本施策として、長期的視野に立った経営を行い、現在のような借入金のない強固な財務基盤を形成しております。従って、経営の先見性や効率性で収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えたものが取締役に就任して、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

(2)　不適切な支配の防止のための取組み

当社は、大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされた場合について、その大規模買付者が長期的経営意図や計画もなく一時的な収益向上だけを狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

また大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには、十分な情報が提供される必要があると考えています。そこで大規模買付行為に対するルールとして、特定の株主グループの議決権割合が20％以上となるような当社株式の買付を行おうとする者に対して、①買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、②その後、当社取締役会がその買付行為を評価し、交渉・評価意見・代替案のできる期間を設けることを要請するルールを策定いたしました。このルールが遵守されない場合は、株主の皆様の利益を保護する目的で対抗措置を講じる可能性があり、当社といたしましても、これに対する防衛策を導入すべきと考えます。そのため当社は、2007年５月15日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための、基本方針に照らし不適切な支配の防止のための取組みとして、当社株券等の大規模な買付行為に関する対応方針（以下「買収防衛策」といいます。）を決議いたしました。

当社は、この買収防衛策の詳細を2022年５月10日付で「当社株券等の大規模買付行為への対応方針継続に関するお知らせ」（買収防衛策）を公表いたしました。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps：//www.tohbu.co.jp）に掲載しています。

(3)　不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

①　当社取締役会は、不適切な支配の防止のための取組みが策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様の共同利益を損なうものではないと考えます。

当社は、貨物自動車運送事業として永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを活用することと物流の『最適化提案営業』で顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、長期的視野にたった取引先等との業務提携関係の確立、高付加価値の物流サービス体制の確立、従業員研修、コスト競争力の引上げ等、現在のような借入金のない強固な財務基盤を形成し、高収益、高配当の実現に向け努力してまいります。

このような当社の事業においては、経営の先見性や効率性で収益性を高める観点から専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任することが必要不可欠であると判断されるからであります。

②　取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して買収防衛策が発動されることが定められており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、当社は、上記の「大規模買付行為に対するルールの設定」及びその「ルールが遵守されなかった場合の対抗措置」の構築につきましては、株主の皆様のご賛同を得ることを条件としており、2019年６月26日開催の当社第106回定時株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件」を付議承認されております。

上記対応方針の有効期限は、株主総会の承認があった日から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、その後の継続については、改めて株主の皆様のご承認を得るものとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示いたします。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来にわたる株主利益の確保と必要な内部留保を行い、業績も勘案しながら安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は「当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨を定款に定めております。

※事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**5,421,450**	**流動負債**	**1,772,777**
現金及び預金	3,793,347	支払手形	63,412
受取手形	74,684	営業未払金	757,137
電子記録債権	111,672	1年内返済予定の長期借入金	28,123
営業未収入金	1,282,481	1年内償還予定の社債	80,000
原材料及び貯蔵品	25,416	リース債務	62,792
前払費用	109,605	未払金	160,059
その他	26,025	未払費用	216,929
貸倒引当金	△1,781	未払法人税等	104,478
		賞与引当金	90,642
		その他	209,202
		固定負債	**2,320,262**
固定資産	**18,037,592**	長期借入金	152,095
有形固定資産	**14,672,438**	リース債務	453,497
建物	4,834,085	繰延税金負債	1,070,938
構築物	268,573	再評価に係る繰延税金負債	100,457
機械及び装置	65,984	退職給付に係る負債	35,218
車両運搬具	406,672	役員株式給付引当金	31,093
工具、器具及び備品	22,192	長期前受金	11,240
土地	8,548,445	長期預り保証金	414,201
リース資産	471,484	長期未払金	31,100
建設仮勘定	55,000	資産除去債務	20,419
無形固定資産	**277,178**	**負債合計**	**4,093,040**
ソフトウェア	25,134	(純資産の部)	
のれん	235,482	**株主資本**	**19,157,853**
その他	16,560	**資本金**	**553,031**
投資その他の資産	**3,087,975**	**資本剰余金**	**536,556**
投資有価証券	1,453,962	**利益剰余金**	**18,445,496**
差入保証金	1,379,607	**自己株式**	**△377,231**
その他	257,839	**その他の包括利益累計額**	**129,360**
貸倒引当金	△3,433	その他有価証券評価差額金	574,022
		土地再評価差額金	△444,661
		非支配株主持分	**78,788**
資産合計	**23,459,042**	**純資産合計**	**19,366,002**
		負債・純資産合計	**23,459,042**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結損益計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,874,784**
売上原価		**8,852,448**
売上総利益		**1,022,335**
販売費及び一般管理費		**591,092**
営業利益		**431,243**
営業外収益		
受取利息	249	
受取配当金	49,191	
その他	13,747	63,188
営業外費用		
支払利息	14,574	
その他	817	15,391
経常利益		**479,040**
特別利益		
固定資産売却益	27,052	
負ののれん発生益	76,329	
その他	8,042	111,424
特別損失		
固定資産売却損	56	
固定資産除却損	28	
和解金	25,104	25,189
税金等調整前当期純利益		**565,274**
法人税、住民税及び事業税	160,731	
法人税等調整額	△12,487	148,243
当期純利益		**417,031**
非支配株主に帰属する当期純利益		2,895
親会社株主に帰属する当期純利益		**414,135**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	553,031	536,556	17,972,985	△300,467	18,762,106
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△81,015	－	△81,015
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	414,135	－	414,135
自己株式の取得	－	－	－	△79,550	△79,550
株式給付信託による自己株式の処分	－	－	－	2,786	2,786
連結子会社増加による利益剰余金の増加額	－	－	139,390	－	139,390
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	472,510	△76,764	395,746
当期末残高	553,031	536,556	18,445,496	△377,231	19,157,853

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	488,629	△444,661	43,967	－	18,806,074
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	－	－	△81,015
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	414,135
自己株式の取得	－	－	－	－	△79,550
株式給付信託による自己株式の処分	－	－	－	－	2,786
連結子会社増加による利益剰余金の増加額	－	－	－	－	139,390
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	85,393	－	85,393	78,788	164,181
当期変動額合計	85,393	－	85,393	78,788	559,927
当期末残高	574,022	△444,661	129,360	78,788	19,366,002

（注）記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（１）連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況は次のとおりであります。

連結子会社の数　　：３社

連結子会社の名称　：相模新栄運送㈱、㈱東北三光、魚津運輸㈱

当連結会計年度より、非連結子会社であった相模新栄運送㈱と、株式を取得した㈱東北三光、魚津運輸㈱を連結子会社に含めることとしました。

（２）持分法の適用に関する事項

該当事項はございません。

（３）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

（４）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～50年

車両運搬具　２～６年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却を行っております。

(5)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の賞与支給見込額の当連結会計年度末における負担額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(6)退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7)収益及び費用の計上基準

当社グループは以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①貨物自動車運送事業

・貨物輸送

主に飲料製品、セメントなどのトラック輸送を行っております。輸送貨物の発送から引き渡すまでの一定の期間にわたって履行義務が充足すると考え、履行義務の進捗度に基づき収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

・荷役・保管収入

物流倉庫内での商品の入出庫・保管管理を行っております。荷役収入は、一時点で履行義務が充足すると考え、作業等の完了時点で収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。保管収入は、一定の期間にわたって履行義務が充足すると考え、履行義務の進捗度に基づき収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

②その他事業

・石油・セメント類等の販売（商品販売事業）

石油・セメント類等の商品の引き渡しを行っております。在庫リスクを伴わない取引であり、顧客に支配が移転した時をもって履行義務が充足すると考え、資産の引き渡し時に顧客から受け取る額から仕入先へ支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

・車両の割賦販売（商品販売事業）

車両の割賦販売を行っております。顧客に支配が移転した時をもって履行義務が充足されると考え、資産の引き渡し時に収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

・自動車整備事業

自動車整備事業は、軽自動車から乗用車・大型トラック・特殊車両にも対応する民間車検場として、受注整備を行っております。役務の完了をもって履行義務が充足すると考え、サービスの完了時に収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

2．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類上に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

固定資産の減損損失の認識の要否

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産　14,672,438千円、無形固定資産 277,178千円

(2)その他の情報

①算出方法

当社グループは、遊休資産及び賃貸用資産については個別資産ごとに、事業用資産については事業所単位でグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候が認められる資産又は資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度は、貨物自動車運送事業において減損の兆候が認められた営業所の資産グループがあり減損損失の要否について検討しましたが、いずれも割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っており、減損損失は認識しないと判断しました。

②主要な仮定

資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間についての市場の長期平均成長率の範囲内で見積もった成長率に基づいて行っております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる市場の動向や商圏内の環境、取引先の貨物の需給状況の予測、トラック稼働台数や人件費の見込み、燃料費の市場価格予測に応じて事業所ごとに作成した将来売上予測及び将来営業損益予測並びに事業計画後の成長率であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を伴っており、将来キャッシュ・フローが想定より減少した場合、翌連結会計年度以降において減損損失が発生する可能性があります。

3．追加情報

（株式報酬制度）

当社は、2019年６月26日開催の第106回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。)を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT)」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年３月26日）に準じて、総額法を適用しております。

① 取引の概要

当社は取締役に対し、役員株式給付規程に基づき定まるポイントを付与し、役員退任時等に累計ポイントに応じた当社株式及び金銭を給付します。役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

② 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は30,248千円、株式数は30,400株であります。

4．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　　10,553,763千円

（2）「土地の再評価に関する法律」（1998年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年３月31日公布法律第24号、2001年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、税効果会計考慮後の再評価差額は、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日　　2002年３月31日

土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は1,218,856千円（うち賃貸等不動産935,766千円）で

あります。

（3）担保に提供している資産

① 担保に供している資産（帳簿価額）

建物	39,087千円
車両運搬具	7,697千円
土地	203,821千円
建設仮勘定	55,000千円

② 担保に対する債務（帳簿価額）

1年以内返済予定の長期借入金	2,666千円
長期借入金	60,045千円

（4）コミットメントライン契約について

当社グループは、資金の効率的な調達を行うために取引金融機関とのコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

なお、本契約には、財務制限条項が付されております。

契約極度額	140,000千円
借入実行額	55,000千円
借入未実行残高	85,000千円

（5）受取手形割引高　28,522千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,749千株	－千株	－千株	5,749千株

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	381千株	100千株	2千株	478千株

（注1）当連結会計年度末の自己株式には、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式が30千株含まれております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2022年６月28日開催の第109回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　40,507千円
・１株当たり配当額　7.50円
・基準日　2022年３月31日
・効力発生日　2022年６月29日

（注）「配当金の総額」には、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式33,200株に対する配当金249千円が含まれております。

ロ. 2022年11月８日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　40,507千円
・１株当たり配当額　7.50円
・基準日　2022年９月30日
・効力発生日　2022年12月９日

（注）「配当金の総額」には、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式30,400株に対する配当金228千円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度になるもの

2023年６月27日開催の第110回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　39,757千円
・１株当たり配当額　7.50円
・基準日　2023年３月31日
・効力発生日　2023年６月28日
・配当の原資　利益剰余金

（注）「配当金の総額」には、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式30,400株に対する配当金228千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金は自己資金又は銀行借入で賄う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社グループの営業管理規程に従い、各部署の管理

責任者は、経理部作成の回収予定推移表によって、取引先ごとの期日管理、残高管理及び与信限度額管理を行っております。これにより、保有債権の早期回収を図るとともに、不良債権の発生を未然に防止する対策を講じております。

有価証券及び投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

差入保証金は、不動産の賃貸借契約等に基づく金銭の差入であり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財政状況の悪化等の早期把握によりリスク軽減を図っております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、次表に含めておりません（(注) 1．参照)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時　価 (千円)	差　額 (千円)
営業未収入金	1,282,481	1,282,462	△18
投資有価証券			
その他有価証券	1,419,562	1,419,562	－
差入保証金	1,379,607	1,366,468	△13,138
資産計	4,081,651	4,068,493	△13,157

(※)「現金及び預金」、「電子記録債権」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1．市場価格のない株式等

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	34,400

これらにつきましては、「その他有価証券」に含めておりません。

（注）２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
営業未収入金	1,279,301	3,179	－	－
合計	1,279,301	3,179	－	－

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2023年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,453,962	－	－	1,453,962
資産計	1,453,962	－	－	1,453,962

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2023年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
営業未収入金	―	1,282,462	―	1,282,462
差入保証金	―	1,366,468	―	1,366,468
資産計	―	2,648,931	―	2,648,931

(注）時価算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

　これらの時価は、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引しているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

営業未収入金

　これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに満期までの期間信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

差入保証金

　これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、相手先の信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

（1）賃貸等不動産の状況に関する事項

　当社グループでは、神奈川県及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや物流センター等の各種賃貸商業施設を所有しております。

（2）賃貸等不動産の時価等に関する事項　　（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
7,049,890	△94,421	6,955,469	9,410,701

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は東部ヨコハマビル修繕工事

(32,860千円)、減少額は減価償却費（129,081千円）であります。

3．当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に定める手法を一部省略した評価に基づき、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて自社で算定した金額によっております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報　　(単位：千円)

	報告セグメント			
	貨物自動車運送事業	不動産賃貸事業	その他事業(注)	合　　計
売上高				
一時点	867,489	－	218,204	1,085,694
一定期間	8,105,347	－	－	8,105,347
顧客との契約から生じる収益	8,972,837	－	218,204	9,191,042
そ の 他 収 益	－	656,082	27,660	683,742
外部顧客への売上高	8,972,837	656,082	245,864	9,874,784

(注)「その他事業」は、商品販売事業（石油製品、セメントの販売等)、自動車整備事業及び損保代理店業などであります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループにおける主な顧客との契約に生じる収益の内容は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記　(7)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

当社の取引に関する支払い条件は、通常短期のうちに支払い条件が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当期及び翌期に以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,091,586
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,468,837
契約負債（期首残高）	—
契約負債（期末残高）	—

9.　1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,659円39銭
1株当たり当期純利益	77円65銭

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**4,817,447**	**流動負債**	**1,399,463**
現金及び預金	3,548,598	営業未払金	680,582
電子記録債権	116	リース債務	37,839
営業未収入金	1,112,065	未払金	117,503
原材料及び貯蔵品	22,794	未払費用	201,728
前払費用	107,464	未払法人税等	97,830
その他	28,188	未払消費税等	67,111
貸倒引当金	△1,781	前受金	105,665
固定資産	**17,734,479**	預り金	13,136
有形固定資産	**14,150,614**	賞与引当金	78,064
建物	4,782,330	**固定負債**	**2,050,037**
構築物	267,837	預り建設協力金	64,858
機械及び装置	65,475	リース債務	394,120
車両運搬具	306,612	繰延税金負債	1,041,468
工具、器具及び備品	19,568	再評価に係る繰延税金負債	100,457
土地	8,317,624	退職給付引当金	5,134
リース資産	391,166	役員株式給付引当金	31,093
無形固定資産	**40,414**	長期前受金	11,240
ソフトウェア	24,047	長期預り保証金	350,142
その他	16,366	長期未払金	31,100
投資その他の資産	**3,543,449**	資産除去債務	20,419
投資有価証券	1,448,637	**負債合計**	**3,449,500**
関係会社株式	596,221	(純資産の部)	
長期前払費用	1,755	**株主資本**	**18,973,038**
保険積立金	232,611	**資本金**	**553,031**
差入保証金	1,257,808	**資本剰余金**	**536,556**
その他	9,850	資本準備金	527,524
貸倒引当金	△3,433	その他資本剰余金	9,032
資産合計	**22,551,926**	**利益剰余金**	**18,260,681**
		利益準備金	89,411
		その他利益剰余金	18,171,270
		固定資産圧縮積立金	1,976,540
		別途積立金	13,002,160
		繰越利益剰余金	3,192,569
		自己株式	**△377,231**
		評価・換算差額等	**129,386**
		その他有価証券評価差額金	**574,048**
		土地再評価差額金	**△444,661**
		純資産合計	**19,102,425**
		負債・純資産合計	**22,551,926**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

損益計算書

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,425,336**
売上原価		**8,491,757**
売上総利益		**933,578**
販売費及び一般管理費		**475,145**
営業利益		**458,433**
営業外収益		
受取利息及び配当金	49,254	
その他	14,728	63,983
営業外費用		
支払利息	11,524	
その他	403	11,927
経常利益		**510,488**
特別利益		
固定資産売却益	26,422	26,422
特別損失		
固定資産除売却損	84	
訴訟関連費用	25,104	25,189
税引前当期純利益		**511,722**
法人税、住民税及び事業税	153,920	
法人税等調整額	△10,909	143,010
当期純利益		**368,711**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	553,031	527,524	9,032	536,556	89,411	1,985,401	13,002,160	2,896,012	17,972,985	△300,467	18,762,106
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩				－		△8,860		8,860	－		－
剰余金の配当				－				△81,015	△81,015		△81,015
当期純利益				－				368,711	368,711		368,711
自己株式の取得				－					－	△79,550	△79,550
株式給付信託による自己株式の処分				－					－	2,786	2,786
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				－					－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△8,860	－	296,556	287,695	△76,764	210,931
当期末残高	553,031	527,524	9,032	536,556	89,411	1,976,540	13,002,160	3,192,569	18,260,681	△377,231	18,973,038

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	488,629	△444,661	43,967	18,806,074
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩			－	－
剰余金の配当			－	△81,015
当期純利益			－	368,711
自己株式の取得			－	△79,550
株式給付信託による自己株式の処分			－	2,786
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	85,419		85,419	85,419
当期変動額合計	85,419	－	85,419	296,351
当期末残高	574,048	△444,661	129,386	19,102,425

（注）記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

②　その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法を採用しております。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（3）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～50年

車両運搬具　２～６年

②　無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④　長期前払費用　　均等償却を行っております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
③ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
④ 役員株式給付引当金	役員株式給付規程に基づく役員に対する株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
⑤ 訴訟関連費用引当金	係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当事業年度末において必要と認められる金額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：　顧客との契約を識別する。

ステップ２：　契約における履行義務を識別する。

ステップ３：　取引価格を算定する。

ステップ４：　取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ５：　履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社の主な事業の収益及び費用の計上基準は以下のとおりであります。

①貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業は、一定の期間にわたって履行義務が充足すると考え、履行義務の進捗度に基づき収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。貨物自動車運送事業のうち荷役収入につきましては、一時点で履行義務が充足すると考え、作業等の完了時点で収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

②その他事業

商品販売業事業は、在庫リスクを伴わない取引が含まれており、顧客に支配が移転した時をもって履行義務が充足すると考え、資産の引き渡し時に顧客から受け取る額から仕入先へ支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

商品販売業事業において、車輌の割賦販売が含まれており、顧客に支配が移転した時をもって履行義務が充足されると考え、資産の引き渡し時に収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

自動車整備事業は、役務の完了をもって履行義務が充足すると考え、サービスの完了時に収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類上に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

固定資産の減損損失の認識の要否

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産　14,150,614千円、無形固定資産　40,414千円

(2)その他の情報

①算出方法

当社は遊休資産及び賃貸用資産については個別資産ごとに、事業用資産については事業所単位でグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候が認められる資産又は資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度は、貨物自動車運送事業において減損の兆候が認められた営業所の資産グループがあり減損損失の要否について検討しましたが、いずれも割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っており、減損損失は認識しないと判断しました。

②主要な仮定

資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間についての市場の長期平均成長率の範囲内で見積もった成長率に基づいて行っております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる市場の動向や商圏内の環境、取引先の貨物の需給状況の予測、トラック稼働台数や人件費の見込み、燃料費の市場価格予測に応じて事業所ごとに作成した将来売上予測及び将来営業損益予測並びに事業計画後の成長率であります。

③翌年度の計算書類に与える影響

当該将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を伴っており、将来キャッシュ・フローが想定より減少した場合、翌事業年度以降において減損損失が発生する可能性があります。

3. 追加情報

（株式報酬制度）

当社は、2019年６月26日開催の第106回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。)を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT)」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年３月26日）に準じて、総額法を適用しております。

① 取引の概要

当社は取締役に対し、役員株式給付規程に基づき定まるポイントを付与し、役員退任時等に累計ポイントに応じた当社株式及び金銭を給付します。役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

② 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は30,248千円、株式数は30,400株であります。

4. 貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　9,857,610千円

（2）関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①	短期金銭債権	10,163千円
②	短期金銭債務	29,121千円
③	長期金銭債務	800千円

（3）「土地の再評価に関する法律」（1998年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年３月31日公布法律第24号、2001年３月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、税効果会計考慮後の再評価差額は、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日　2002年３月31日

土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額は1,218,856千円（うち賃貸等不動産935,766千円）であります。

5．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

①	売上高	33,853千円
②	営業費用	212,085千円
③	営業取引以外の取引高	4,800千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	381千株	100千株	2千株	478千株

（注1）当事業年度末の自己株式には、株式給付信託（ＢＢＴ）が所有する当社株式が30千株含まれております。

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(千円)
繰延税金資産	
貸倒引当金	1,580
賞与引当金	23,661
退職給付引当金	1,556
役員株式給付引当金	9,424
減損損失	26,874
長期未払金	9,426
未払事業税	6,652
未払事業所税	331
一括償却資産	642
投資有価証券評価損	23,668
土地再評価差額金	721,414
その他	45,040
繰延税金資産小計	870,274
評価性引当額	△256,460
繰延税金資産計	613,814
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△859,648
その他有価証券評価差額金	△249,668
土地再評価差額金	△617,086
その他	△29,335
繰延税金負債計	△1,755,740
繰延税金負債の純額	△1,141,925

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約に生じる収益の内容は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記　(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

当社の取引に関する支払い条件は、通常短期のうちに支払い条件が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

10.　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	3,624円33銭
１株当たり当期純利益	69円13銭

※　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月26日

東部ネットワーク株式会社
取　締　役　会　　御中

普 賢 監 査 法 人
東 京 都 千 代 田 区
指　定　社　員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　佐藤 功一

指　定　社　員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　亀ケ谷 顕

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東部ネットワーク株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東部ネットワーク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。
連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年５月26日

東部ネットワーク株式会社
取　締　役　会　　御中

普 賢 監 査 法 人

東 京 都 千 代 田 区

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　佐藤 功一

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　亀ケ谷 顕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東部ネットワーク株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
②事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年６月２日

東部ネットワーク株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　髙　山　裕　之　㊞

監 査 等 委 員　野　口　　誠　㊞

監 査 等 委 員　稲　村　久仁雄　㊞

監 査 等 委 員　尾　﨑　眞　二　㊞

(注) 監査等委員 野口　誠、稲村　久仁雄、尾﨑　眞二の各氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、安定した配当の維持を基本とし、業績や財務状況等を勘案して配当を行う方針としております。

期末配当につきましては、第110期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①　配当財産の種類
金銭といたします。

②　配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金７円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は39,757,598円となります。
従いまして、１株につき7円50銭の中間配当金を加算した年間配当金は、
金15円00銭となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日
2023年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

当社の定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

１．変更の理由

当社は、経営体質の一層の強化と充実を図るため、将来の３ＰＬ事業並びに不動産事業拡充に備え、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的の追加を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総　則 （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １． ～（条文省略） ３． ４．不動産の賃貸、売買、仲介<u>および管理業</u> ５． ～（条文省略） 17.	第１章　総　則 （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １． ～（現行通り） ３． ４．不動産の賃貸、売買、仲介<u>、管理および不動産開発に関する事業</u> ５． ～（現行通り） 17.

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（４名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役１名を増員することとし、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	若山（わかやま）　良孝（よしたか） （1960年11月11日）	1994年２月　当社入社 2008年６月　当社取締役兼執行役員 営業部統括部長 2010年４月　当社取締役兼執行役員 営業部営業開発部長 2012年４月　当社取締役兼執行役員 営業部営業開発部長兼東部海老名物流センター、播磨・埼玉営業所管掌 2013年６月　当社取締役兼執行役員 第一営業部門担当部長兼営業開発部長 2015年６月　当社常務取締役兼常務執行役員 第一営業部門担当部長兼営業開発部長 2016年６月　当社代表取締役社長（現任） 2022年10月　魚津運輸株式会社　取締役（現任）	13,200株
	＜取締役候補者とした理由＞ 若山良孝氏は、当社の代表取締役社長を現任し、営業部門の経験を有しており、これまで現場で培ってきたノウハウを引き続き取締役会の意思決定及び事業活動の牽引に活かせることが期待されることから、取締役候補者としております。		
2	三澤（みさわ）　秀幸（ひでゆき） （1963年５月23日）	1989年３月　当社入社 2003年４月　当社執行役員経理部長 2006年６月　当社取締役兼執行役員 経理部長 2008年10月　当社取締役常務執行役員 経理部長 2009年６月　当社常務取締役兼常務執行役員 管理本部長兼経営企画室長 2015年６月　当社代表取締役専務兼専務執行役員 （現任）	30,600株
	＜取締役候補者とした理由＞ 三澤秀幸氏は、当社において経理・財務関連業務や経営企画業務での経験を有しており、代表取締役専務として経営に深く携わっているため、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位、
担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>安藤　功（あんどう　いさお）
(1966年12月８日)</td><td>2017年10月　当社入社
2018年10月　当社執行役員　営業開発部部長
2020年４月　当社執行役員
西日本営業部部長兼広域3PL担当
2020年６月　当社取締役兼執行役員
西日本営業部部長兼広域３PL担当
2021年４月　当社取締役兼執行役員
営業統括部部長兼西日本営業部部長
2023年４月　当社取締役兼執行役員
西日本営業部部長兼輸送ネットワーク部部長（現任）</td><td>3,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
安藤功氏は、長年にわたりメーカー物流に携わった後、当社においては営業開発部門や、西日本における３PL事業での経験を有し、その実績を踏まえ、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>阿部　悟志（あべ　さとし）
(1965年4月9日)</td><td>1989年４月　富士コカ・コーラボトリング株式会社入社
2006年10月　コカ・コーラナショナルビバレッジ株式会社　物流部部長
2009年１月　コカ・コーライーストジャパンプロダクツ株式会社　物流部部長
2013年７月　コカ・コーライーストジャパン株式会社輸送管理部部長
2020年１月　コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社　ＳＣM本部　神奈川/山梨物流部部長
2021年６月　当社入社
当社執行役員　東日本営業部部長
2022年４月　株式会社東北三光　代表取締役社長（現任）
2022年６月　相模新栄運送株式会社　代表取締役社長（現任）
2022年６月　当社取締役兼執行役員
東日本営業部部長
2023年４月　当社取締役兼執行役員
東日本営業部部長兼安全品質管理部部長（現任）</td><td>400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜取締役候補者とした理由＞
阿部悟志氏は、コカ・コーラ社において、ロジスティクス、調達、リース、法人営業、物流計画等の幅広い業務経験を有し、物流業界における事業最適化を推進してきた実績があります。不透明かつ不確実な事業環境において、物流現場の豊かな経験を活かし、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	【新任】 渡邉（わたなべ）　一樹（かずき） (1961年９月20日)	1985年４月　日本勧業角丸証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 1987年１月　米国投資銀行 Kidder Peabody(New York)及びHambros Bank (New York)出向 1999年４月　株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)転籍 投資銀行部ヴァイスプレジデント 2004年９月　株式会社みずほ銀行　法人企画部参事役 2012年７月　みずほ証券株式会社　アドバイザリー第七部長 2015年４月　日本写真印刷株式会社（現NISSHA株式会社）出向 経営企画部マネージャー 2021年１月　同社　事業企画室チーフスペシャリスト 2022年３月　当社入社 当社経営企画戦略室　室長（現任）	0株
	＜取締役候補者とした理由＞ 渡邉一樹氏は、証券会社、金融機関、事業会社での業務経験に基づき、財務・会計・Ｍ＆Ａ・ベンチャー投資・新規事業の企画推進等の豊富な専門知識を有しております。当社グループの企業価値向上に向けた中長期的な経営戦略の策定及び推進・実行の役割が期待されることから、新任の取締役候補者としております。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．渡邉一樹氏は、新任取締役候補者であります。
３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。なお、取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査等委員である取締役髙山裕之氏、野口誠氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	【新任】 飯島（いいじま）　利英（としひで） (1961年9月29日)	2008年10月　当社入社 当社経理部　課長 2014年４月　当社営業部　課長 2015年６月　相模新栄運送株式会社　監査役（現任） 2022年４月　当社業務部部長（現任）	0株
	＜監査等委員である取締役候補者とした理由＞ 飯島利英氏は、入社以来、経理、業務管理の経験を有し、管理体制の構築に携わり、業務全般における経営管理能力に優れております。これまでの経験を活かし監査の実効性を高めることが期待されることから、新任の監査等委員である取締役候補者としております。		
2	【新任】 【社外】 坪井（つぼい）　孝文（たかふみ） (1962年10月23日)	1987年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2002年４月　株式会社みずほコーポレート銀行　ロンドン支店 参事役 2007年５月　同行　営業第八部　次長 2008年７月　同行　営業第四部　次長 2011年７月　株式会社みずほ銀行　丸之内第二部　部長 2015年４月　日本カーリット株式会社　化薬部長 2017年４月　みずほファクター株式会社 上席執行役員ファクタリング事業本部長 2018年12月　同社　取締役常務執行役員（現任）	0株
	＜監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞ 坪井孝文氏は、金融機関等における長年の経験及び見識を有し、監査等委員として企業経営の健全性を確保するため十分な助言をいただけるものと判断し、新任の監査等委員である社外取締役候補者としております。		

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．原案通り選任が承認された場合には、飯島利英氏は常勤監査等委員となる予定です。

３．坪井孝文氏は、社外取締役候補者であります。なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案通り選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

4．定款第40条の規定に基づき、会社法第427条第１項の責任限定契約を取締役と締結しており、坪井孝文氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の内容の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
5．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。なお、両氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

お土産の配布を取りやめております。ご了承のほどお願い申しあげます。

会場：横浜市神奈川区栄町２番地の９

東部ヨコハマビル　４階

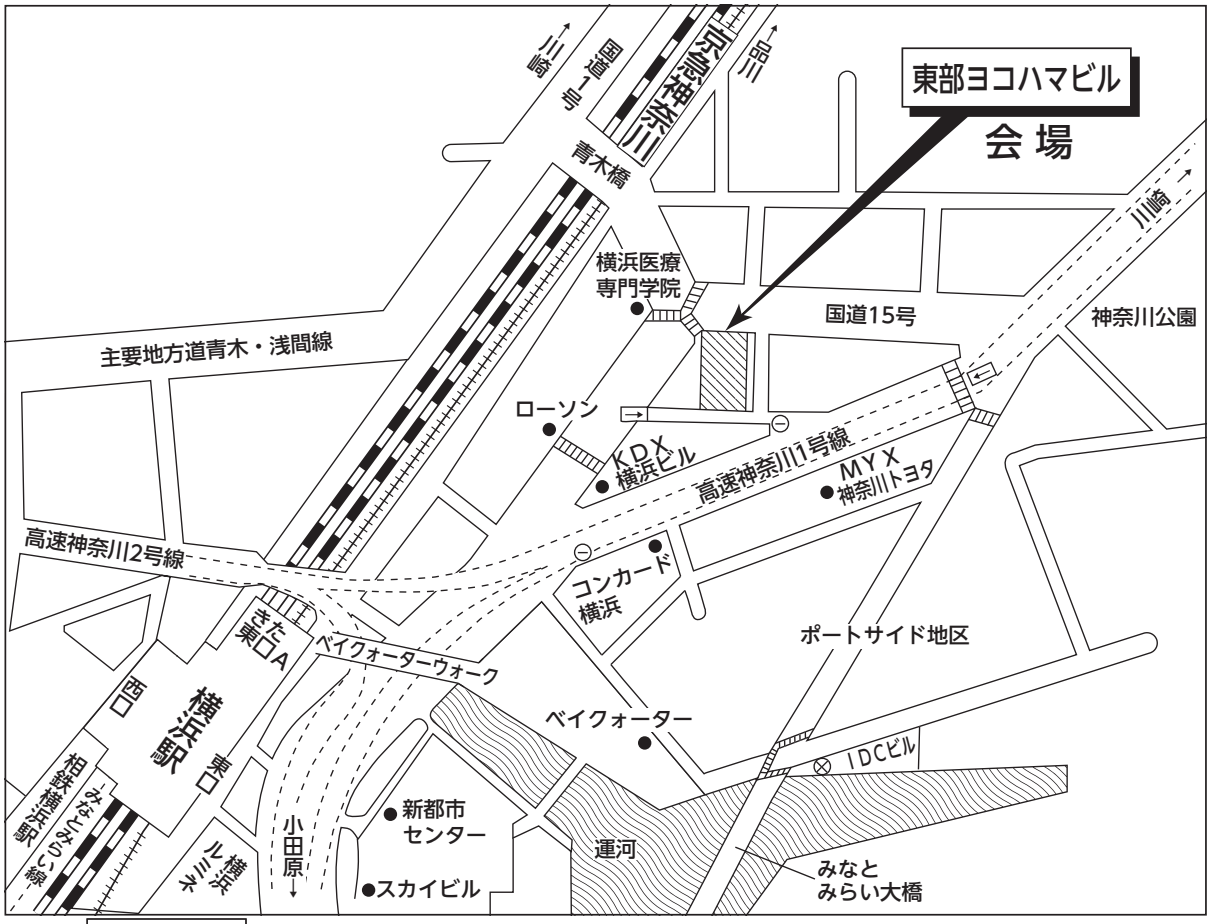

交　通

○京浜急行線・神奈川駅下車　徒歩約２分

○ＪＲ線

京浜急行線

東急東横線

みなとみらい線　　横浜駅下車

相模鉄道線　　きた通路きた東口Ａ出口より徒歩約６分

横浜市営地下鉄線

※駐車場の用意はございませんので公共交通機関をご利用ください。